

## 令和4年度第1回習志野市社会教育委員会議 会議録

1 日 時：令和4年8月4日（木）午前10時00分から11時45分

2 開催場所：習志野市庁舎5階委員会室

3 出席者

【委員】：澤田 弘 委員長、東 秀行 委員、三浦 久美 委員  
三代川 誠一 委員、鶴岡 利江子 委員、丹間 康仁 委員

【出席職員】：小熊 隆 教育長、片岡 利江 生涯学習部長  
上原 香 生涯学習部次長、越川 智子 社会教育課長  
三橋 智 生涯スポーツ課長、岡野 重吾 中央図書館長  
小久保 範彰 中央公民館長、藤原 友哉 総合政策課長  
長谷川 信二 生涯学習部主幹（生涯スポーツ課）  
吉井 利江 社会教育課文化振興係長  
山田 展子 社会教育課青少年育成係長  
佐野 一徹 社会教育課管理係長  
谷澤 朋存 社会教育課副主査  
宮城 利奈 生涯スポーツ課主任主事

（欠席委員）：田尻 正代 副委員長、中台 雅之 委員

【傍聴者】：0人

4 会議内容

第1 委員長の選出

第2 副委員長の選出

第3 会議の公開

第4 会議録の作成等

第5 会議録署名委員の指名

第6 報告

- (1) 習志野文化ホール再建設基本構想の策定について
- (2) 生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について
- (3) 電子図書館導入後の利用状況について
- (4) 市立図書館の予約資料の市役所での受渡しについて
- (5) 新習志野公民館の指定管理者の更新について
- (6) 放課後子供教室（屋敷・実花・向山・香澄）業務委託プロポーザル

について

(7) 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針の策定について

第7 その他（事務連絡等）

## 5 配付資料

(報告1) 習志野文化ホール再建設基本構想

(報告2) 指定管理者実績評価表（令和3年度実績）

(報告3) 電子図書館導入後の利用状況について

(報告4) 市立図書館の予約資料の市役所での受渡しについて

(報告5) 新習志野公民館における指定管理者の更新について

(報告6) 放課後子供教室（屋敷・実花・向山・香澄）業務委託プロポーザルについて

放課後子供教室の運営状況について

(報告7) 秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針

## 6 議事内容

### 第1 委員長の選出

委員の互選（指名推薦）により、澤田 弘委員を選出し決定した。

### 第2 副委員長の選出

委員の互選（指名推薦）により、田尻 正代委員を選出し決定した。

### 第3 会議の公開

原則公開としたうえで、内容により公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度議決することを決定した。

### 第4 会議録作成等

要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載のうえ、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公表することを決定した。

### 第5 会議録署名委員の氏名

会議録署名委員の指名について、東委員と三浦委員を指名し決定した。

### 第6 報告

報告（1）習志野文化ホール再建設基本構想の策定について

澤田委員長：

報告（１）習志野文化ホール再建設基本構想の策定について、事務局から説明をお願いする。

藤原課長：

習志野文化ホールは、習志野市が所管・所有し、教育委員会に事務委任して管理運営されている施設である。基本構想の策定については、文化ホール再建設を所管する、市の政策経営部総合政策課より説明させていただく。

習志野文化ホールは、現在、ＪＲ津田沼駅南口に所在している。文化ホールが所在するモリシア津田沼ビルについては、地権者である事業者が、ＪＲ津田沼駅南口の再開発事業の検討を進めている。これを受け、文化ホールが老朽化していることやバリアフリーの問題・課題を抱えていることを踏まえ、本市では昨年度から、建替えに向けた検討を進めている。その一つとして、習志野文化ホール再建設基本構想を策定すべく検討を進め、このたび策定が完了したため、その報告をさせていただく。

この基本構想は、庁内の策定委員会の他、学識経験者、学校、団体、利用者の代表で構成する、習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会を設置して検討のうえ策定した。また、２月の社会教育委員会議においても、構想（案）について意見をいただくために説明をさせていただいたところである。その後、４月１日から５月２日の間でパブリックコメントを実施し、６５人から２４３件の意見をいただいた。特に、敷地・候補地、パイプオルガン、座席数、ホールの使用について、多くの意見をいただいた。そのほか、再開発事業や運営等に関しても意見をいただいた。パブリックコメント実施後、５月に改めて検討専門委員会を開催し、構想（案）の内容について報告し意見をいただいた。最終的に、パブリックコメントの意見や検討専門委員会からの意見、また社会教育委員会議や教育委員会議における意見を踏まえ、再建設に係る検討を進め、策定した。

基本構想は大きく４つの項目で構成されている。１つ目は基本構想の背景、２つ目は基礎的条件の整理、３つ目は施設計画の検討、４つ目は敷地候補地の検討である。

資料５ ページ目に再建設に係る設置理念として、「市民生活を豊かにする、音楽をはじめとした演劇、舞踊、邦楽など、演じる、観るといった、市民の多様な文化芸術活動を支える多目的機能を備えた、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場」と記載している。現在の文化ホールの特徴でもある、「音の響きを重視した」ホールを、再建設しようとしている。

資料６ ページ目に基本方針として、『習志野市文教住宅都市憲章に基づき「教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ」べく、「音楽のまち習志野」を象徴する施設として再建設します。その際、「本市の表玄関」に立地することで有する文教住宅都市並びに“音楽のまち習志野”の象徴としてのまちづくり、ブランディングの意義を失わない

よう、再開発事業の協議検討にあわせて、JR 津田沼駅南口での再建設を優先に目指すこととします。また、音の響きを重視した多目的ホールとして1,200~1,500席規模の、市民の文化活動を支える誰もが利用しやすい施設を目指すとともに、本市基本構想における自立的都市経営の推進、持続可能な財政構造の構築を踏まえ、将来世代に過度な負担を先送りしないよう、事業費の圧縮に努めます。』と記載している。このたび、パブリックコメント時点では記載のなかった、『その際、「本市の表玄関」に立地することで有する文教住宅都市並びに“音楽のまち習志野”の象徴としてのまちづくり、ブランディングの意義を失わないよう、再開発事業の協議検討にあわせて、JR 津田沼駅南口での再建設を優先に目指すこととします。』の部分を追加している。これは、本市の基本計画で掲げる戦略イメージ「魅力あるくらしのできる習志野へ“新しいひとの流れ”づくりの強化」を実現するために取り組む重点事項の一つに、JR津田沼駅地区の拠点機能の向上を目指すとしており、その実現にあたり、本市の表玄関としてふさわしい発展が求められる中、中心拠点の魅力とされる文化ホールをその場所から消失することはできないという本市の考えを強く示したものである。

検討専門委員会や社会教育委員、教育委員からいただいた意見、また、商工会議所からも要望をいただくなかでも、現在地のJR津田沼駅南口での再建設を求められている。また、パブリックコメントにおいても同様に、JR津田沼駅南口での建設を求める意見が多く寄せられた。あわせて、本市の公共施設総合管理計画においても、JR津田沼駅南口に再建設する方向性をもって、再開発に関わる事業者との交渉にあたるとしている。

そのようななか、再開発事業者からも、本市のまちづくりに貢献するとともに、事業費の圧縮に努めるといった意欲が示されたということがあり、引き続き前向きに協議を継続していきたいと考えている。

以上が基本方針の中身である。

次に基本構想の概要をご説明する。

資料9 ページ目に、課題の解消・改善としてバリアフリーの対応やトイレの改善を記載している。座席の改善・形状については、現状と同様のワンスロープ型での再建設を進める。

資料16 ページ目に、ステージ形式とパイプオルガンについて記載している。ステージ形式は、現在と同様のプロセニウム形式とする。また、パイプオルガンについては、必要という意見と必要ではないという意見に二分されている。設置保管における費用もかかるため、今後、クラウドファンディングなども含め財政面からの検討を進める。

資料17 ページ目に、緞帳については現在のを再利用することを記載している。

資料18 ページ目に、オーケストラピットについて記載している。オーケストラピットは現在においても利用が少ないため、再建設にあたっては設置しないとしているが、舞台そのものの広さはしっかり確保することを検討したい。

資料24 ページ目に、敷地候補地の選定について記載している。敷地候補地として、

J R津田沼駅南口と旧庁舎跡地を検討してきたが、両候補地とも、メリットデメリットがある。どちらも、敷地候補地として可能性を有しているが、J R津田沼駅南口での再建設を優先に目指すことを記載したものである。

以上が基本構想の内容である。

現在、再開発事業者からは、令和7年4月以降に解体というスケジュールを示されているので令和4年度から6年度にかけて、より具体的内容として、施設の敷地の計画や建物の概要、必要な設備を検討し、基本計画の策定、さらに基本設計、実施設計の策定を進めていきたい。

令和7年4月以降に解体・工事となるため、6年間から7年間にわたり、文化ホールが利用できないという期間になる。その中で、文化ホールが本市の文化芸術活動の拠点として果たしてきた役割、音楽のまち習志野を築き上げてきた実績を踏まえ、市民の文化芸術活動や学校教育を停滞させないように、工期の短縮に努めたい。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

三代川委員

解体が令和7年4月からということだが、すでに令和5年4月以降の予約が停止されている。解体開始まで、2年ほどの間があるが、何か理由があるのか。

藤原課長

習志野文化ホールは配管や空調の老朽化が進んでおり、いつ使えなくなるかわからない状態である。そのなかで、令和7年4月以降に解体というスケジュールが示され、仮に改修工事をして使え期間が短いため、令和5年4月から利用休止としたものである。

丹間委員

この再建設基本構想は、これからの文化ホールのあり方を検討するものではあるが、これまで文化ホールが果たしてきた重要な役割についてもしっかりとまとめられており、過去のことをきちんと踏まえて未来を構想するという内容になっていると感じた。この施設が市民の文化を育ててきたということを踏まえ、伺いたい。これまで利用してきた人の意見や市民の意見を反映して新しい施設を作っていたらいいと思うが、どのような方から意見が多く寄せられたかなどの傾向があれば教えてもらいたい。

藤原課長

パブリックコメントにおいて意見をいただいた方については、特段傾向といったもの

はなく、幅広い意見をいただいたと認識している。日頃から文化ホールを利用されている団体や個人、また、自身が小中学校時代に文化ホールで演奏したというような、文化ホールに思い入れのある方、あるいは、文化ホール再建設の具体の部分についての意見もいただいた。私もパブリックコメントで寄せられた意見を読むなかで、市民の文化活動における重要な拠点であったということを改めて認識をしたところである。

また、パブリックコメントでいただいた 243 件という件数についても、市が実施するパブリックコメントとしては非常に多い。それだけ市民の関心が高いということも改めて感じた。

澤田委員長

候補地については、限りなく、JR津田沼駅南口に再建設するという方針に近いと考えてよいか。

藤原課長

基本的にはJR津田沼駅南口での再建設を目指すということを市の考え方として示した。一方で、基本構想においても触れているが、JR津田沼駅南口に再建設となると、それなりの事業費がかかる。それをどのように圧縮していくかがポイントであると考えており、その意味で、JR津田沼駅南口の再建設を目指す、と表現している。

澤田委員長

この地域で 43 年間やってきた第九合唱団ができなくなってしまう。が、誰もやめるという気持ちは持っておらず、50 回までは続けようと考えているところである。第九合唱団に限らず、それぞれの文化芸術活動が止まらないよう御配慮・御支援をいただきたい。

報告（２）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

澤田委員長：

報告（２）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について、事務局から説明をお願いする。

上原次長

指定管理者 6 者の令和 3 年度における管理運営状況を評価したので、その結果を報告する。評価の方法は、指定管理者と締結した協定書、仕様書、指定管理者から提出された事業計画書などに従い適正な管理運営がなされたかについて、年度終了後に提出された事業報告書、実地調査、ヒアリング、利用者アンケートを基に、評価項目ごとに点検、

確認をした。結果、指定管理者 6 者とも、協定に従って適正にサービスが提供されており、また、管理を安定的に継続できることが確認できたことから、いずれの事業者も、総合評価については要求水準と同等の A 評価としている。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のために縮小せざるを得なかった事業等の評価については、事業縮小が市からの要請であることも踏まえ、特段のプラス要因やマイナス要因がなければ、基本的には A 評価とすることで統一した。個別の施設の評価について、要求水準を上回る A+ の評価をした項目の中から主なものについて説明する。

習志野文化ホールの指定管理は、公益財団法人習志野文化ホールが行っている。「建物・設備の適切な管理、安全性の確保、良好な機能の保持」においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、客席、楽屋、トイレに抗ウイルス処理を施し感染防止の徹底を図った。また、これにより、主催者の消毒作業の軽減も図られた。「利用者の満足度を高める適切な接遇」においては、コロナ対策により臨時的な対応を必要とされたが、利用者アンケートの結果、苦情等が特になく、感謝の言葉が記載されていたことなどから、以上の点を A+ の評価とした。

中央図書館を除く習志野市立図書館 3 館の指定管理は、株式会社図書館流通センターが行っている。「利用しやすい受付案内、PR、接遇、職員の研修」において、わかりやすい掲示やサインを施していること、ブログ・フェイスブック・ツイッターで情報発信を行っていること、カウンターの対応について利用者アンケートで高い評価を得ていること、スタッフに自社主催による研修をオンラインにより受講させ能力向上に努めたこと。「蔵書管理」においては、不明本の数が基準年に対し 26% 減少していること。以上の点を A+ の評価とした。

続いて公民館についてであるが、公民館への指定管理者制度の導入は、新習志野公民館と、実花・袖ヶ浦・谷津の 3 公民館で別々に行ったため、評価についても別々に行った。

まず、新習志野公民館の指定管理は、株式会社オーエンスが行っている。「意欲的な運営管理」においては、毎月のスタッフミーティングにおいて問題提起、確認を活発に行っていること。「PR と利用者への接遇」においては、仕様書の水準を上回る公民館広報誌の発行をしていること、利用者アンケートの職員の接客対応が「大変良い」と「良い」でほぼ 100% であること。以上の点を A+ の評価とした。

実花・袖ヶ浦・谷津公民館の指定管理も、株式会社オーエンスが行っている。新習志野公民館と同様の項目において、同様の評価ができることから A+ の評価とした。

スポーツ 9 施設は、公益財団法人習志野市スポーツ振興協会が行っている。「利用情報の適切な提供」においては、キャンセルの生じた利用枠がある場合、ツイッターを活用して情報提供し、利用促進につなげたこと。「警備業務」においては、夜間の機械警備を独自に導入し、積極的に安全安心な環境の確保に取り組んでいること。「初心者に対応するインストラクター、スポーツ振興への協力」においては、多くの資格所有者を

配置し、さらに採用後の資格取得にも取り組んでいること、地域の様々な団体への人員派遣、補助を積極的に行っていること。以上の点を A+ の評価とした。

生涯学習複合施設プラッツ習志野の指定管理は、習志野大久保未来プロジェクト株式会社がやっている。「広報誌や PR 誌の作成等を通じた潜在的な利用者へのアピール」においては、YouTube や Instagram など、様々な媒体を用いた PR を積極的に行っていることから、A+ の評価とした。一方、「要求水準だが一部課題がある」とする B の評価があるため、その項目について説明する。「対応職員に格差が生じないようなサービス水準」においては、窓口での説明が人によって異なるという事案があったこと、「利用者の意見や苦情を受けての迅速な対応」においては、いただいた意見や要望をその後の運営に活かす取り組みが不足していたことから B 評価とした。B 評価となった項目については、指定管理者に対し改善していくよう指示する。

これらの結果については市ホームページで公表するとともに、指定管理者に通知する。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

三浦委員

モニタリング評価とは直接関係しないが、習志野文化ホールが令和 5 年 3 月をもって休館となったときの指定管理者はどうなるか。

越川課長

指定管理期間は令和 4 年度末である。したがって、その後は、指定管理者ではなくなり、備品の整理等、残っている業務については市から委託をするかたちとなる。

三浦委員

法人自体はなくなるのか。

越川課長

法人自体は残る。

丹間委員

指定管理者制度において、仕様書の中で水準を示すことや、このようなモニタリング評価を行うことは、非常に重要なプロセスであると受け止めている。そのうえで、指定管理者実績評価表の評価観点はどのように作成されたのか、伺いたい。

上原次長



この評価表は、指定管理者との基本協定書のなかで提示しているものである。

#### 丹間委員

ほとんどの項目において A または A+ の評価であり、事業者がしっかりと運営していることがよくわかる。

そのうえで、区分 3 の評価観点 2 「潜在的な利用者へのアピール」について、すべての事業者で A または A+ となっているが、それが実際の利用者数に結びついてくるとすれば、区分 4 の評価観点である「年間施設利用人数」、図書館であれば「貸し出し数」などの値に現れてくると思われる。

一方で、例えば図書館についていえば、現在は新型コロナウイルスの影響でなかなかゆっくり滞在してもらうことが難しいかもしれないが、国際的には「第三の場」とも言われるように、ゆっくり滞在してもらうような図書館の在り方も注目されてきており、そのようななか、単に利用者の数だけを評価の基準としてよいのかと考える。また公民館についても、同じ方が何度も利用することも大事だが、それとともに新たな方にも利用していただくことも大切であり、利用者数のうち、新規利用者がどのくらいいるのかということも、数として見えたほうがよいのではないか。

このような点を踏まえ、評価項目についてさらにブラッシュアップして、市民にとってよりよい運営としていただきたいと思うが、評価表の項目を修正することは可能か。

#### 上原次長

基本協定書で示しているものであるので、指定管理期間中においては、指定管理者の了解を得れば変えることはできると認識している。

#### 片岡部長

補足させていただくと、評価表に記載されている項目は、当初の協定のなかで定めているものであるため、指定期間期間中の変更は、双方協議の上で不可能ではないかもしれないが、なかなか難しいと考える。ただ、この評価表のひとつひとつの項目を評価するうえで、職員が現地ヒアリングのなかで、例えば新規利用者数はどの程度いるのかといったことも聞き取りを行っており、それらを踏まえて各項目について評価を行っている。

#### 丹間委員

指定管理期間中に評価表を変更することは双方の了解がないと難しいと思うが、指定管理期間が終わろうとしている施設もあるなかで、指定管理者を新たに選定するときに、市の意思として、評価表を変更・修正していくということも必要だと思うが、新たな評価項目に基づいて協定を結ぶということも可能か。

上原次長

それについては、可能である。

三代川委員

プラッツ習志野の指定管理期間が20年と長い、何か理由があるのか。また、評価がBのところもあるが、指定管理期間の長さとは何か関係があるのか。

越川課長

プラッツ習志野は他の施設と契約形態が異なり、PFI事業として事業者が施設整備し、その後の施設の維持管理、運営を含めた20年間の契約となっている。

B評価となった項目について補足させていただくと、例えば受付業務において、単純に答えられないような問合せがあったときに上席に繋ぐというような対応が徹底されていないことなどが見受けられたことや、いただいた意見を事後の運営に生かすようなサイクルの構築が若干不十分と考え、それらの項目についてB評価としたうえで、指定管理者に改善を求めている。

報告（3）電子図書館導入後の利用状況について

報告（4）市立図書館の予約資料の市役所での受渡しについて

澤田委員長：

報告（3）電子図書館導入後の利用状況について、及び報告（4）市立図書館の予約資料の市役所での受渡しについて、事務局から説明をお願いします。

岡野館長

初めに報告（3）電子図書館導入後の利用状況について説明させていただく。

図書館では、5月18日水曜日より、インターネットに接続したパソコン、スマートフォン、タブレットを使用し電子書籍の貸出・返却を行う電子図書館を開始した。

このサービスを利用できる方は、習志野市民及び在勤・在学で、市立図書館の図書館カードをお持ちの方である。貸出点数は2点まで、貸出日数は14日である。14日経過すると自動的に返却されるが、読み終わった時に返却ボタンを押せばいつでも返却できる仕組みとなっている。貸出中の電子書籍への予約も2点まですることができる。電子書籍の所蔵点数は、一般書を9,793点、児童書を310点の、合計10,103点を保有している。

次に5月18日から7月19日までの63日間、約2カ月の利用実績を報告させていただく。まず、ログイン回数は、12,793回であった。これは習志野市電子図書館のページ

で利用者が自分のカード番号とパスワードを入力しログインをした回数である。単に、インターネットで電子図書館の画面を開いただけの数は含まれていない。時間帯を見れば、日中はもとより、夜8時以降の利用も多く、深夜から早朝にかけても利用されている。電子書籍の貸出人数は延べで、3,194人であった。また、電子書籍の貸出点数は、4,769点であった。利用者の年代は、貸出人数、貸出点数ともに30代から60代の利用が多くを占めるが、70代、80代の方も利用がある。なお、0歳から5歳にも利用があることについては、保護者の方が子供の図書館カードで利用していると思われる。最近では、おおよそ、1日30人前後の方により、40冊前後の貸出しがあるという利用状況になっている。

次に報告(4)市立図書館の予約資料の市役所での受渡しについて、説明させていただく。

これは、利用者が図書館ホームページや電話等で予約した市立図書館の資料を、市役所2階の社会教育課窓口で受け取れるようにしたものである。このサービスは、7月5日(火曜日)より受け付けを開始した。利用者が資料を受け取れるのは、平日の月曜日から金曜日の、午前9時から午後5時までである。予約本の取り置き期間は、資料がご用意できたことを、予約者にご連絡してから1週間、貸出期間は2週間となっており、いずれも、市内の各図書館で本を借りる場合と同様である。このサービスの利用方法としては、利用者は図書館ホームページ、館内蔵書検索機、図書館カウンター、リクエストカード等で受取場所を「市役所」に指定していただく。予約した本が用意でき次第、中央図書館より利用者に電話やメールで連絡する。利用者は、社会教育課窓口で図書館カードを提示し、本を受け取る。

最後に利用状況については、7月5日のサービス開始日から7月末までに市役所の開庁日は18日あった。この間に、延べで152の方に277冊の貸出しをした。借りられた方のお住いでは津田沼が最も多く、次いで鷺沼で、両地区で約69%となっている。また、市役所受取りを指定した予約件数は、362件であった。利用は、日を追うごとに増えている状況である。今後も、図書館よりも市役所の方が近いという市民の皆さまには、このサービスを利用して、気軽に図書館の資料を借りていただけることを期待している。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

東委員

学校教育の立場から伺うが、児童書が現在310点ということであるが、今後増やしていくことは考えているか。

岡野館長

電子書籍のコンテンツは有料のものと無料のものがあるが、児童書には無料のものはなく、すべて有料のコンテンツを購入することになる。今年度は、全体で1,600点の購入を計画しており、今後180点の児童書を購入予定である。今後もできる限り増やしていきたい。

三浦委員

普通の本であれば貸出中ということがあるが、電子図書の場合はどうなるのか。

岡野館長

電子書籍も普通の本と同様、1つのタイトルについて、同時に読める人は1人である。ただし、普通の本と違い、期限が来ると自動返却されるため、延滞は発生しない。

鶴岡委員

児童書の電子書籍はすべて有料との話があったが、いずれ無料になることはあるのか。また、学校では児童生徒が全員タブレットを持っているが、いずれ、子供たちがタブレットで自由に電子書籍を見ることができるようになるという構想はあるのか。

岡野館長

電子図書館の電子書籍は、民間が提供しているサービスであり、すべてが無料になることはないと考える。なお、有料で契約しているのは市であり、市民の方はそれを無料で使うことができる。

#### 報告（5）新習志野公民館の指定管理者の更新について

澤田委員長：

報告（5）新習志野公民館の指定管理者の更新について、事務局から説明をお願いする。

小久保館長

令和4年度末に現在の指定管理期間の終了を迎える新習志野公民館における、指定管理者制度の更新について、進捗状況と今後のスケジュールを報告する。

まず、進捗については、令和3年度において、令和4年2月15日の第2回公民館運営審議会でも更新の方針、仕様書について説明し意見をいただいた。また、同日、社会教育委員会議会で、新習志野公民館の更新について説明させていただいた。令和4年度においては、5月17日に、教育長を長とする教育委員会指定管理者候補者選定委員会において、募集要項、仕様書、選定評価表について決定し、5月25日に、教育委員会会議で

報告を行った。6月15日から7月8日までを、募集要項、仕様書の配布期間とし、7月13日に、応募説明会を新習志野公民館で開催した。7月27日から8月5日までは、申請書の受付期間となっている。

次に、更新までの今後のスケジュールについては、9月から10月に申請者の面接を行い、続いて、教育委員会指定管理者候補者選定委員会で、指定管理者候補者の審査を行う。10月26日には、教育委員会会議で、指定管理者候補者の選定と市長への申し入れを議決していただく。10月下旬に、庁議にて、指定管理者の指定についての議案が決定される。11月中旬には、社会教育委員会議で、指定管理者候補者の決定の報告を行い、その後、12月の市議会第4回定例会で、指定管理者の指定、債務負担行為の設定を議案として提案し議決をいただく。翌年の1月に、基本協定書の締結、事務の引継ぎを開始する。1月から3月にかけて、公民館運営審議会、社会教育委員会議、教育委員会会議において、指定管理者指定の報告をさせていただき、令和5年の4月1日から管理運営開始という日程で進める予定である。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑・意見等なし)

報告(6)放課後子供教室(屋敷・実花・向山・香澄)業務委託プロポーザルについて

澤田委員長：

報告(6)放課後子供教室(屋敷・実花・向山・香澄)業務委託プロポーザルについて、事務局から説明をお願いします。

越川課長

放課後子供教室については、本市では令和2年度から開設し、各小学校への整備を進めている。屋敷・実花・向山・香澄小学校の放課後子供教室については、民間事業者への業務委託により、また、放課後児童会との一体型として、令和5年4月から開設するよう現在準備を進めている。一体型事業とは、同一の小学校内で、放課後子供教室と放課後児童会の2つの事業を実施するというものであり、本市はこの一体型で整備を進めている。また、放課後子供教室事業の委託にあたり、双方同一事業者が運営することで連携が図れるということ、さらに、両事業の効果的な運営が見込めるとして、放課後児童会においても、民間委託を実施する際には、放課後子供教室と放課後児童会は同一の事業者へ委託することを基本に整備を進めている。ただし今回、実花小学校と香澄小学

校については、放課後児童会は市直営を継続することから、この2校については放課後子供教室のみの委託となる。

スケジュールについては令和4年の6月から7月に各小学校において放課後子供教室の概要と民間委託に係る保護者説明会を開催した。7月27日から委託事業者の募集を開始している。今後、10月に、応募があった事業者の選定を公開プレゼンテーションで行い、11月に契約候補事業者を決定する。令和5年の2月から3月において、放課後児童会における引継ぎ保育の実施、また、放課後子供教室の開設準備を行い、4月に運営を開始する。

今後の開設予定として、令和5年度は屋敷・実花・向山・香澄の4小学校に、令和6年度は鷺沼小学校に整備を進めていく予定である。記載のない小学校においても校舎の建替えや大規模改修の工事が実施中の学校もあることから、学校や放課後児童会との調整も含め、環境が整い次第、開設を進めたい。

続いて、放課後子供教室の運営状況について説明する。

まず、令和3年度の運営実績について、大久保東・東習志野・秋津小学校における利用状況は表に記載のとおりであり、合計登録者数は805人、全校児童1,530に対する登録率は52.6%、一日平均で32人の児童に利用されている。

次に令和3年10月7日から11月1日に、保護者を対象とした満足度調査を実施した。電子回答を主として実施し、回収率は57.1%であった。主な調査内容において、「お子様が安心して過ごせる場所か」との設問に対し、「思う」「まあまあ思う」が98%、「運営はいかがか」との設問に対し、「とても満足」、「満足」が92%であった。保護者の皆様の満足度においては非常に高い結果が得られている。このほか、参加してよかったと思うことについての上位3項目としては、「他のクラスや別の学年の友達と遊ぶことが増えた」「テレビやゲームの時間が減った」「友達が増えた」となっている。また、自由意見においては、「夏休み中の開設が助かる」といった意見を多くいただいた。なお、「子供が入室したことを知らせるメールをもらいたい」という自由意見もいただき、昨年11月より全ての学校で入退室メールの運用を開始している。そのほか、「他の学年にいろいろ言われて職員に相談できなかつたようだ。」「授業が長引いてプログラムに参加できなかつたので参加できるスケジュールにしてほしい。」「室内で遊ぶ遊具が少ないのではないか」といった意見もいただいた。全体としては概ね好評をいただいたが、結果については運営事業者と情報共有を図り、改善を図っていく。

次に令和4年度の新規開設及び運営状況について説明する。本市では、令和6年度までに11の小学校で子供教室を開設する計画を進めており、令和4年度には、4月12日に新たに袖ヶ浦西・袖ヶ浦東・藤崎小学校に開設している。

袖ヶ浦西小学校においては余裕教室を利用して開設しており、株式会社セリオに委託して運営をしている。令和4年6月末時点の、登録人数は119人で全児童数193人に占める登録率は61.7%である。一日あたり38人の児童が利用している。

袖ヶ浦東小学校においては多目的室という空き教室を中心に実施し、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に委託し運営している。令和4年6月末時点の、登録人数は145人で全児童数269人に占める登録率は53.9%である。一日あたり24人の児童が利用している。

藤崎小学校においては特別教室である家庭科室を中心に実施し、特定非営利活動法人ワーカーズコープに委託し運営している。令和4年6月末時点の、登録人数は295人で全児童数570人に占める登録率は51.8%である。一日あたり39人の児童が利用している。

令和4年度においては6月末現在、開設校全6校において、児童数2,555人に対し登録者数1,276人で、登録率は49.9%、一日の平均参加人数は33人である。

今後も保護者の皆様の意見を聞きながら内容を改善・拡充していきたいと考える。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

三浦委員

放課後児童会に行っている子供も行っていない子供も、放課後子供教室を利用できるということであるが、放課後児童会に行っている子供の全員ではなく、希望する人だけが、放課後子供教室に参加するという理解でよいか。

越川課長

放課後児童会に入っている子供は、児童会を中抜けして子供教室に参加をしていただくかたちとなる。参加後、児童会にまた戻るかそのまま帰宅するか意思表示を、保護者から参加カード、児童会への連絡帳に記入いただいたうえで、はじめに児童会に示してもらっている。登録したら必ず参加しなければならないものではない。

三浦委員

放課後子供教室は毎日あるのか。あるいは曜日が決まっているのか。

越川課長

月曜日から金曜日までは毎日実施しており、夏休み、冬休み、春休みの各期間中も同様である。土曜日・日曜日・祝日、学校閉庁日は開設していない。

三浦委員

活動の様子として英語教室・ダンス教室・ハロウィンパーティーの様子が載っているが、こういったプログラムをしているということか。また、参加費は無料か。

#### 越川課長

事業者において、工夫をこらしたプログラムを、前の月にお便りとして、いつ何をやるかをカレンダーのようなかたちで出している。プログラムが各事業者の特色ということになるが、例えば千葉ジェッツさんをお呼びしてバスケットボール教室をやっている事業者もあれば、スライムづくり、粘土工作、プラ板などをやる事業者もある。また、季節行事として、七夕の笹飾りづくりをやっている事業者もある。

参加費は無料である。

#### 東委員

放課後子供教室と放課後児童会は一体型を原則とするなか、実花・香澄小学校についてはこれまで同様に放課後児童会は市直営という理由は何か。

また、放課後子供教室はどの学年の子供でも受け入れられるのか。

#### 越川課長

一体型というのは、同一の学校の中で放課後子供教室と放課後児童会の両方をやることを指すが、運営が同一か別かは問われない。今回、実花・香澄小学校の放課後児童会で市直営を継続するという点については、所管部署において、一定程度、放課後児童会の直営を継続するという方針があるなか、実花・香澄小学校がその対象となっている、と聞いている。

なお、放課後子供教室は全学年を受け入れ対象としている。

#### 鶴岡委員

大久保小学校の放課後子供教室をやっていた経験から伺う。放課後子供教室にくる子供たちからは、昼間の学校での出来事やこころの不安、いじめの開示など、さまざまなことが持ち込まれると思う。私がやっていたときは、運営側も保護者が中心に構成していたので、とても密な関係であったし、担任の先生も心配して見に来てくれるという環境があった。今、様々な事業者が入って運営されているなかで、子供の個人情報も守りながら、何か問題があったときに学校の先生とどのように解決に繋げているか、伺いたい。

#### 越川課長

基本的には、関係者で会議を定期的に行い、情報交換を行っており、特別な事情を抱えた児童や特別な行動が目立つ児童については、学校の先生とも確認をしながら対応している。学校の協力が非常に重要であり、主に教頭先生になるが、御理解をいただきながら、学校からもアドバイスをいただきながら、対応を図っている。



鶴岡委員

各施設の事業者の中に、何らかの資格を持った方がいらっしゃるのか。

越川課長

放課後子供教室には必ずコーディネーターを1名置くようになっており、その方が、学校等と密に連絡を取りながら運営している。資格要件はないが、実際には、各事業者とも、教員免許や保育士や幼稚園教諭の資格などを持っている方を、スタッフとして揃えているケースが多い。

丹間委員

コーディネーターとは、事業者の中の人か。

越川課長

そうである。

丹間委員

他市であれば、地域学校協働本部事業に位置付け、地域の方で運営するかたちもあるが、一方で事業者が入ることで、安定した運営を月曜日から金曜日にわたって、子供の安全で安心できる場所を作っているという取組であると受け止めている。

そのうえで、登録人数に比して、平均参加人数がそれほど多くないように感じるが、これはコロナ禍の影響なのか、あるいは、放課後は児童館や学童保育に行き、放課後子供教室には顔を出さないという子供もいるのか。そのあたりの実情を教えてください。

越川課長

コロナの影響はかなりみられたが、今年度は少しずつ回復をしているという状況である。

丹間委員

学校教育の施設を活用しているが、放課後の時間であるので社会教育の取り組みということになる。その意味では、子供たちが学校の中だけではできないような体験活動ができるということが非常に大事だと考える。その意味で、さまざまな体験プログラムの充実といったことを考えていただければ参加人数の増加にも繋がり、また子供たちにとっても学校以外での居場所づくりができてよりよい取り組みになると考える。

三代川委員

学校施設を使う中で、怪我の場合の保険などはどのようになっているか。

越川課長

学校とは別の保険に、事業者が加入している。

報告（７）秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針の策定について

澤田委員長：

報告（７）秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針の策定について、事務局から説明をお願いします。

長谷川主幹

秋津野球場及び秋津サッカー場について、市民にとって安全性と利便性の高い施設とし、市民の利用機会を拡大するため、本年３月３０日に開催された習志野市教育員会会議において、「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」が決定されたので報告させていただく。

資料の１ページ目に、方針策定の目的の中に、「秋津野球場、サッカー場を、一定規模の大会ができる機能を維持することはもちろん、誰もがスポーツを楽しむことによって、心身ともに健全になり、健康の維持増進、体力向上を図り、豊かなスポーツライフを実現する施設とします。また、秋津野球場、秋津サッカー場を本市のスポーツ振興のシンボルとし、市民の他、市外からも多くの人々が訪れ、交流する施設とすることを目的とします。」と記載している。

資料の４ページ目に、再整備の方針において、目指すべき秋津公園内スポーツ施設像を「オール習志野で実現する、スポーツが生み出す多世代の交流拠点」と記載している。

また、施設目標として４つ掲げた。

１、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツの象徴となる施設とします。

１、地元の企業や団体が定期的にイベントを開催するなどオール習志野で盛り上げる施設とします。

１、施設の利用者層及び利用用途を広げ、施設の利用機会拡大を図るとともに、収益性を高め、持続可能な施設とします。

１、市民のみならず、市外の人でも気軽に訪れる施設とします。

資料の１６、１７ページ目に、整備の概要として、野球場及びサッカー場の老朽化対策とグラウンドの人工芝化を行うとしている。

この中で特徴的なグラウンドの人工芝化について、２０ページの稼働コマ数の比較の

表に記載している。グラウンドの天然芝を人工芝に変更することで、1日に複数試合することや、練習での利用も可能とすることによって、野球場の利用が1.5倍に増え、サッカー場の利用が3倍に増えることを見込んでいる。このことが本方針の最大の効果であると考えている。

資料の24ページ目から26ページ目まで、再整備後の施設イメージを掲載している。

資料の27ページ目に、再整備後の運営計画として、秋津野球場、秋津サッカー場は、現在の利用に加えて、スクールや教室、練習での利用、サッカーや野球以外の多種目の利用を認め、使用制限を最小限に抑えることで、多世代の市民が施設を訪れ、交流するよう運営すると記載している。

資料28ページ目に、前回の社会教育委員会議で、近隣住民やスポーツに関わっていない市民の利用について御意見をいただいたことを受け、内容を充実した。具体的には、施設の地域限定開放日を設定する等近隣住民に向けた新たなサービス拡充を検討し、地域住民に親しまれる施設へ生まれ変わると共に、施設の活性化に伴う騒音及び渋滞への対応も強化・徹底することとしている。また、災害時等に避難者が安心できるような機能設置を検討する。

今後は、本基本方針に基づき事業化に向けて事業手法や整備内容を引き続き検討していく。

なお、本方針中に記載されている秋津サッカー場の天然芝について、令和4年2月15日付で、習志野市サッカー協会会長等から習志野市議会議長へ「天然芝維持を求める陳情」が提出されましたが、3月議会及び6月議会で審議され、不採択となりましたことも報告させていただきます。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や意見はあるか。

(質疑・意見等なし)

澤田委員長：

これをもって、令和4年度第1回習志野市社会教育委員会議を閉会する。